

特集 支配者たらしむるもの

Patrona Bavariae

近世バイエルンにおける宗教政策と聖母マリア崇敬

紫垣 聡

はじめに

ドイツ南部のバイエルン州を訪れると、今日でも「聖母マリアの国バイエルン」といったことばに出会う。カトリックの信仰篤い土地柄ゆえのことというだけでなく、そこには固有の歴史的背景があるように見える。というのも、バイエルンでは16-17世紀に聖母マリアへの崇敬が非常に高まり、民衆の間でのカルトにとどまらず領邦国家の宗教政策にも広く取り入れられたからである。聖母マリアがキリスト教の諸聖人のなかでもとりわけ人気が高く、ヨーロッパにとどまらずカトリック圏で広く尊崇の対象となってきたことは言うまでもない。しかし聖母信仰のあり方はいつでも同じというわけではなく、その時代の社会、文化、政治とつながっていた。本稿では具体例として、「バイエルンの守護聖女」となる聖母マリア崇敬の意味を、当時の具体的な政治・社会の状況のなかで考察する。

16世紀、宗教改革運動はヨーロッパ各地で宗派対立と政治的・社会的分裂を引き起こした。ドイツ（神聖ローマ帝国）では1555年アウクスブルクの宗教平和によって事態の收拾が図られたが、そこで定められた原則“*cuius regio, eius religio*（かの地ではその教えに依るべし）”は領邦教会制の基盤を提供することになる。各領邦の君主権力はカトリックとルター派のいずれかを公認宗派とし、領内の教会組織と人びとの信仰生活への統制を強めていったのである。本稿で扱うバイエルンは帝国における旧教陣営の盟主として、領内のカトリック改革を推進しつつ国際政治でのプレゼンスを高めていった。やがて新旧両陣営の対立は激化し、ついに三十年戦争を引き起こすに至る。こうしたことからアウクスブルク宗教平和からウェストファリア条約⁽¹⁾までを、ドイツ史ではしばしば「宗派の時代 *Konfessionelles Zeitalter*」と呼んでいる。

このような時代の聖人崇敬や民衆信仰は、政治や社会の動きとどのように結びつき、またその特徴を反映していたのだろうか。この問題に関する先行研究において（とくにドイツ語圏の

(1) Vgl. Gebhardt: *Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 10, 10. Auflage, Stuttgart 2001.

研究に) 大きな影響を与えてきたのが、「宗派化 Konfessionalisierung」⁽²⁾という概念である。宗派化についてはすでに研究史の詳細な整理があるので簡単に要点だけをまとめると、アウクスブルク宗教平和以後、君主権力のもと領邦国家と教会が一体化し、中央集権的な統治機構の形成とともに公認宗派の教義によって臣民の信仰が統制されていくことを指す。この議論が注目されたのは、政治・社会のあらゆる領域において宗教と世俗がわがちがたく結びついていた前近代において、あるべき信仰を追及するため飲酒や奢侈の禁止、祝祭の規制などを通じて国家による私的生活への管理・監督が強化される過程をモデル化した点にある。したがってそれは公権力に服するよう馴致された臣民社会の形成を意味する、すなわち社会的規律化につながる近代化のテーゼでもあった。

宗派化論は 1980 年代 H. シリングらによって提唱されて以来、さまざまな批判的検討と研究の進展を経て、今日では多義的かつ多面的なコンセプトとなっている⁽³⁾。この流れのひとつとして、シリングが論じた統治権力による規律化という歴史像が批判されるなかで、研究者の関心は民衆の宗教世界やその政治権力との関係の解明へと向かっていった。そこでは宗派形成に対する共同体住民の主體的な役割や国家・教会・社会の相互作用が重視され、なかには「下からの」宗派化を唱えるものもあった。歴史人類学的なアプローチが用いられ、民衆の視点から日常的な信仰の実践を共同体の社会的文脈に位置づけ、そこから民衆宗教の変化や権力との関係⁽⁴⁾を明らかにすることが目指された。

よく知られているように、そのような研究は早くから文化史や心性史がさかんになったフランスやイギリス、あるいはアメリカの研究者によって開拓されていた⁽⁵⁾。そこで明らかにされてきた近世民衆の信仰とは、超自然的な力や奇跡を崇拝し、そうした力を持つとされる聖人・聖像・聖遺物に対して直接の現世利益を求めざるものであった。それは中世以来の魔術崇拝的な要素も色濃く受け継いでいて、新教・旧教問わず支配層・エリート層の奉ずる正統教義から逸脱していたとされる。かかる信仰・心性自体は前近代社会に広く共通する特徴だが、宗教改革を経た近世において政治権力との関わりを問うことは、この時代の歴史像を描くうえで重要な視点を提供してくれる。

(2) 踊共二「宗派化論——ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」『武蔵大学人文学会雑誌』42 巻 3・4 号、2011 年；千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『明治大学法律論叢』67 巻 2・3 号、1995 年；塚本栄美子「ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成——『信仰統一化』をめぐる研究動向を中心に」『待兼山論叢』27 号、1993 年などを参照。とくに踊氏の近年の論文は、議論の現状を把握するために不可欠の文献である。また社会的規律化や宗派化をめぐる主要な論争については、服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家』京都大学学術出版会、2009 年、175-183 頁にも詳しく述べられている。

(3) 踊「宗派化論」118 頁以下。本稿では 16-17 世紀バイエルンにおける宗派化を「カトリックの単一宗派形成」という意味で用いている。

(4) こうした側面の研究動向については、下田淳『ドイツ近世の聖性と権力——民衆・巡礼・宗教運動』青木書店、2001 年、22 頁以下を参照。

(5) 代表的な文献として、ピーター・パーク（中村賢二郎、谷泰訳）『ヨーロッパの民衆文化』人文書院、1988 年；キース・トマス（荒木正純訳）『宗教と魔術の衰退』法政大学出版局、1993 年；二宮宏之他編『魔女とシャリヴァリ』（アナル論文選 1）、新評論、1982 年；ナタリー・Z・デーヴィス（成瀬駒男他訳）『愚者の王国 異端の都市：近代初期フランスの民衆文化』平凡社、1987 年などが挙げられる。

先行する文化史や人類学的研究の成果を受けて、やや遅れながらドイツでも近世の民衆信仰に関する歴史人類学研究が現れてきた。巡礼研究が充実しているところにその特徴が見られ、1991年に刊行された R. ハーバーマスの研究はその好例である。彼女は、聖母マリアの執り成しによる奇跡があったとされる地への巡礼がさかんとなった上バイエルンの一農村地域を対象に、民衆の奇跡信仰や巡礼、行列という行為が共同体社会と民衆の生活世界にとって持つ意味を明らかにしようとした。そのうえで近世バイエルンにおける民衆の信仰は、国家・教会の巡礼政策によってつねに上から矯正され規律化される客体だったのではなく、その変容には彼ら自身が積極的な役割を担っていたと述べる⁽⁶⁾。

この研究と同年 W. フライタークも、近世のミュンスター司教領国を対象にマリアゆかりの聖地への巡礼をめぐる権力と社会の関係を論じる著作を発表した。彼はマリア崇敬の巡礼が統治権力・教会権力によってどのように形成され、振興され、やがては禁止されていくのかを辿りながら、それらがはじめは宗派統合の手段として、後には民衆啓蒙の標的として利用される姿を描き出すことで、近世における統治権力と宗教の関係を説明している⁽⁷⁾。巡礼という場のなかに、司教権力および支配者層といったエリートの信仰と民衆の生活世界に根ざした信仰との接合・交錯を見出す視点は示唆的である。

このような研究状況をふまえれば、領邦国家の宗教政策に対する共同体社会のリアクションが重要であることは明らかである。そこで本稿では、民衆たちのマリア崇敬の概観を示したうえで、16-17世紀バイエルンの宗教政策のなかに「聖なるもの」をめぐる政治権力と社会との関係を探りたい。これまでの、とくに宗派化論以後の研究が示してきたように、この時代にはカトリックであれプロテスタントであれ、また世俗領邦でも聖界領邦でも、宗教政策はほとんどつねに政治的・社会的意味を帯びていた。すなわちそれは近世における政治権力の再編成と、また共同体社会を国家が統治しようとするプロセスと深く関わるものといえる。かつての宗派化論がそのままでは通用しないとしても、社会における「聖なるもの」の意味と、それと結びつく権力のあり方は、依然として歴史研究の大きな関心事だろう。

1 バイエルンの領邦国家形成

考察の前提として、まず中世後期以降の領邦国家形成の枠組みを確認しておきたい。バイエルン大公領は1180年以来ヴィッテルスバハ家によって治められていたが、14-15世紀には大公家の分裂と抗争のため君主権力の伸張はあまり進まなかった。代わりに領邦国制において大きな位置を占めたのが騎士・聖職者・都市の身分団体である。領邦統治への彼らの参画は領邦議会の制度化をもたらし、15世紀後半には合議を通じて領邦全体の政治課題に対処する立法

(6) Rebekka Habermas, *Wallfahrt und Aufrubr. Zur Geschichte des Wunderglaubens in der frühen Neuzeit*, Frankfurt/ New York 1991.

(7) Werner Freitag, *Volks- und Elitenfrömmigkeit in der Frühen Neuzeit. Marienwallfahrten im Fürstbistum Münster*, Paderborn 1991.

活動が恒常化した。16世紀初めに分裂していた大公領の統一が果たされたことで、近世バイエルンの国家としての枠組みが確立した。⁽⁸⁾

宗教改革の波が押し寄せるなか、バイエルンの諸君主は一貫してカトリックの側にとどまった。当局は異端審問や検閲によってプロテスタントに対する取り締まりを強め、とくに再洗礼派には火刑・絞首刑も辞さない厳しい姿勢で臨んだ。しかし領内では大公に対立的な騎士・貴族や都市の指導層らの間にプロテスタントが浸透しており、1560年代にはかえって新教派貴族の反乱に悩まされた。⁽⁹⁾ ようやくカトリック改革が進展したのはヴィルヘルム5世（位1579-97）の治世である。他の多くの地域と同じくバイエルンでもこの動きに貢献したのはイエズス会であった。ヴィルヘルム自身もイエズス会の教育を受けていたため、各地にイエズス会の運営する神学校や教会を建設するなどその活動をおおいに支援し、それを受けて彼らはプロテスタント勢力の抑制に尽力した。学問と教育を重視するその活動によって、法律家や官吏を輩出する貴族・上層市民層の再カトリック化も促された。⁽¹⁰⁾

バイエルンにおけるカトリック改革も、プロテスタント領邦で見られるほどではないにせよ、集権的な国家統治の進展と重なるものであった。この点については、大公権力と領邦内の教会組織との関係が大きな意味を持つ。バイエルン領内の司教区はほとんどが帝国直属の高位聖職者、すなわちザルツブルク大司教とアウクスブルク、レーゲンスブルク、フライジング、パッサウ、アイヒシュテットの各司教の管轄下にあり、これらに対して教会統治の実権を握ることが領邦教会制の発展につながるからである。すでに15世紀からバイエルン大公は教会と聖職者に対するコントロール強化を試みていたが、宗教改革以後はそれが本格的に展開される。⁽¹¹⁾ その背景には、ドイツにおけるプロテスタントの浸透を食い止めるためにバイエルン大公の力を必要としたローマ教皇庁との協調関係があった。

そこではカトリック教会の問題として、聖職者による不正の排除、聖職者の養成・教育の充実などの改革が不可欠であるという認識は共有されていたが、各司教の取り組みでは不十分であった。そのため大公は自ら改革に乗り出し、教会巡察を実施したりイエズス会による聖職者改革を支援した。司教権力との衝突もあったが、大公は教皇の協力のもと領邦教会制的諸権利

(8) Andreas Kraus (hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. 2, 2. Aufl., München 1988. 領邦議会での立法活動については拙稿「バイエルンにおけるポリツァイ立法の成立と都市——市場ポリツァイを中心に」『パブリック・ヒストリー』4号、2007年を参照。

(9) Hubert Glaser (hg.), *Um Glauben und Reich: Kurfürst Maximilian I., Beiträge zur Bayerischen Geschichte und Kunst* (Wittelsbach und Bayern II/1), München 1980, S. 13-15.

(10) *Ebenda*, S. 125-132. ただし宮廷や政府でのポスト獲得・出世を目的としたエリートたちの形式的なカトリック化を指摘する研究もある。皆川卓「新ストア主義はエリートの『規律化』に成功したか——バイエルン公マクシミリアン1世の枢密評議會を例に」森原隆編『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』成文堂、2010年、242-259頁。

(11) 近世バイエルンの国家と教会の関係については、*Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. 2, S. 702-707；下田『聖性と権力』、49-52頁および同『啓蒙と潰神のはざままで——18世紀ドイツ・バイエルンの宗教をめぐる国家の論理と民衆文化』伊藤定良・平田雅博編著『近代ヨーロッパを読み解く——帝国・国民国家・地域』ミネルヴァ書房、2008年、174-178頁を参照。

を認める政教条約を、1583年ザルツブルク大司教管区所属の各司教との間に締結した。これによって大公は要求していた国家による教会財産への監督権と課税権、教会巡察の承認権および結果報告の義務化、高位聖職者選出への影響力行使などの権限を手中に収めたのである。これら教会と宗教事項に関する国家の権限を行使したのは、先だって1570年に設置された政府の宗教委員会 Geistlicher Rat であり、国家による教会統治の枢要を担った⁽¹²⁾。

カトリック改革と領邦教会制を強力に推し進めたバイエルン⁽¹³⁾は、対外的にも積極的な活動を展開する。アウクスブルク宗教平和以後の帝国において、バイエルンは世俗領邦でありながらカトリック勢力の最右翼として教皇庁にも頼られる存在となり、オーストリア、スペインのハプスブルク家とも協調してカトリックの巻き返しを図った。それは必然的に帝国内でのバイエルン・ヴィッテルスバハ家のプレゼンスを高めることになる。1582年ケルン大司教ゲブハルトがルター派への改宗と大司教領における宗派選択の自由を宣言したことに端を発するケルン戦争および、その帰結としてのヴィッテルスバハ家による大司教位の獲得は、その象徴ともいえる事件である。これ以後1761年までケルン大司教位はヴィッテルスバハ家によって独占された。ケルン戦争の勝利は、同家にライン地方の支配権と選帝侯位を約束したのである⁽¹⁴⁾。

バイエルンの宗派統合と領邦教会制は、続くマクシミリアン1世（位1597-1651）のもとで完成を見る。彼の治世を特徴づけるのは、中央集権的諸改革と三十年戦争である。巨額の負債を抱えた国家財政の再建に取り組むため、彼はまず組織改革に着手した。中世後期以来、領邦の中央政府を構成したのは宮廷参事会 Hofrat であったが、メンバーの半数は領邦貴族が名誉職として占めていた。マクシミリアンはこの宮廷参事会の外に、高い学識を有し、彼の意を酌みよめる的確な助言を与えられる腹心を選んで枢密評議会 Geheimer Rat を創設した。また同時に宮廷財務局 Hofkammer の人員を質・量ともに増強し、国庫の適切な管理を指示した。君主に忠実な官僚機構を整えると、その助力によって数々の経済政策を実行する。中世以来ミュンヘンなどの都市に特権として認めていた塩取引の国有化や、宮廷醸造所での白ビール生産の独占は豊かな収入をもたらした。そのほか新たな関税の導入や商工業振興策、資源開発などによって財政を立て直していった⁽¹⁴⁾。

マクシミリアンの集権化政策は行財政改革にとどまらない。16世紀に作られた諸法令を見直し、修正・編纂した新たな包括的領邦令を1616年に発布したほか、治世を通じてさまざまな法令、勅令、訓令を出している。重要な点は、従来の立法過程では諸身分の発言権、影響力が大きかったのに対して、マクシミリアンはこれらの法令を政府の官僚とともに作成したことである。地方巡察によって全国の統治の実態を中央に伝える官僚組織と、集められた情報をも

(12) *Um Glauben und Reich*, S. 16f.; 下田『聖性と権力』、49-50頁。1583年の政教条約についてはとくに小野善彦「一五八三年のバイエルン・コンコルダート」『西洋史研究』27号、1998年を参照。

(13) *Um Glauben und Reich*, S. 15f.; ケルン戦争については高津秀之「カトリックを棄てた大司教——ゲブハルト・トルフゼスの改宗とケルン戦争」甚野尚志・踊共二編著『中近世ヨーロッパの宗教と政治——キリスト教世界の統一性と多元性』ミネルヴァ書房、2014年、233-252頁に詳しい。

(14) *Um Glauben und Reich*, S. 237-251.

とに対策を考案する学識豊かな枢密委員が君主主導の立法を可能にしていた。こうして諸身分の領邦統治参画の場であった領邦議会は、その存在意義でもあったラント税の承認・徴収と領邦令の審議作成という機能を喪失していく。16世紀までことあるごとに開催されていた領邦議会は、50年を超えるマクシミリアン1世在位中に2回を数えるのみとなった。⁽¹⁵⁾彼のもとで諸身分はもはや領邦政府の中間権力となり、バイエルンは初期絶対主義とも呼ばれる時代を迎える。

近世ヨーロッパの国際秩序を規定する三十年戦争においても、マクシミリアン1世は一貫してキープレイヤーのひとりだった。⁽¹⁶⁾戦前にすでにドイツのカトリック連盟（リーグ）の盟主となっていたバイエルンは、ボヘミア諸侯との戦いにおいて大いに活躍し、反乱をおこしたプファルツ選帝侯に代わって選帝侯位を獲得する（1523年）。その後戦争が激化するとバイエルンはスウェーデン軍、フランス軍の侵攻を受け、戦場となった国土は荒廃した。それでもマクシミリアン1世は講和会議において巧みに交渉することで、戦争中に獲得したヴィッテルスバッハ家の地位と領土の確保に成功する。こうして19世紀まで続くバイエルン国家の土台が完成した。

2 「宗派の時代」の MARIA 崇敬

この時代に聖母 MARIA への崇敬はどのように行われたのか。中世後期から近世にかけてみられる全般的な宗教文化の変容のなかで、特定の地域で限定的に尊崇を集めていた地方聖人が廃れていき、聖母 MARIA のような普遍的聖人への崇敬が高まった。その背景として、中世の聖人信仰の中核的要素であった聖遺物崇敬⁽¹⁷⁾に対して、キリストや MARIA の聖画や聖像あるいは聖体の比重が増したことが指摘されている。通常の聖人の場合、その遺骸や埋葬された場所が崇敬の対象となったが、キリストや MARIA の体は天上にあるため人間が接することはできない。ところがその聖性を伝える言説やイメージを可視化するものであれば、いくらでも作り出すことができるし、奇跡現象と結びつけることも容易い。

聖画像崇敬の高まりと関連して、近世には比較的近距离の巡礼がさかんになった。中世では巡礼といえばエルサレム、ローマ、サンティアゴ・デ・コンポステーラなどの遠く離れた聖地への巡礼がまず想起されるが、ほとんどのひとにとってそれは不可能に等しかった。キリストや MARIA の聖画像に対する信心が浸透していくにつれて、聖遺物崇敬と結びついた聖地巡礼に代わり、あるいはそれらと並んで、近在の巡礼地を多くのひとが訪れるようになる。近場の聖

(15) 1669年に選帝侯フェルディナント・MARIAが招集した領邦議会が、バイエルン最後の領邦議会である。*Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. 2, S. 649f.

(16) バイエルンと三十年戦争については、*Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. 2, S. 422-457.

(17) Philip M. Soergel, *Wondrous in His Saints: Counter-Reformation Propaganda in Bavaria*, Berkeley 1993, pp. 22-27; Freitag, *Volks- und Elitenfrömmigkeit*, S. 39-43. とくに好まれたモチーフは、聖母子像とピエタ（十字架から降ろされたキリストの体を抱く MARIA）である。

地を求める民衆の要求と、巡礼を利益の見込める事業とみて盛り上げようとする聖職者の思惑が重なって、各地に新しい巡礼地が増えていった。とくに多数を占めたのが聖母マリアの奇跡譚に関わる巡礼地であり、それがまたマリア崇敬の高まりを促した。⁽¹⁸⁾

近世のバイエルンは、こうしたマリア巡礼がさかんに行われた典型例である。数多くのマリアゆかりの巡礼地のなかでも、アルトエッティング Altötting はその規模と影響力において群を抜いている。バイエルン南東部、オーストリアとの国境にほど近いこの街には、有名な黒い聖母子像に祈りを捧げるために、いまでも年間 100 万人もの人びとが訪れるという。アルトエッティングで最初の奇跡がおきたのは 1489 年であった。川でおぼれて息絶えた幼い子どもを母親がマリア礼拝堂に運び、聖母子像に必死に祈りを捧げると、子どもは目を覚まして蘇ったとされる。その評判から巡礼が始まり、またたく間に国内外からあらゆる人びとを呼び寄せるようになった。大公や皇帝をはじめ、高位聖職者、諸侯、貴族、市民、農民、さらには従僕やジプシー女までもが巡礼にやってきて聖母子像を詣でた。⁽¹⁹⁾アルトエッティング巡礼は宗教改革の高揚を受けていったんは廃れたが、カトリック改革期の巡礼政策によって再生され、17 世紀にはドイツ最大のマリア巡礼地となった。

巡礼と並んで宗教行列もこの時期の民衆の信心を特徴的に表現するものである。多種多様な行列のうちマリア崇敬の高まりを示すものとして、ミュンヘンの聖体祭の行列 Fronleichnamspozession を挙げることができる。中世後期から都市において聖体行列はさかんに行われていたが、それは単に宗教行事としてではなく、都市共同体の秩序を可視化するデモンストレーションとして社会的な意味を帯びていた。すなわち先頭に行く聖体と聖職者のあとに手工業者や職人たちが各ツunft、組合ごとに並び、最後に都市役人と参事会員が続く行列そのものが、都市のあるべきヒエラルヒーを表したものと⁽²⁰⁾いえる。「宗派の時代」の聖体行列がこうした機能を失ったわけではないだろうが、カトリック改革期にはその宗教性を明示的に表現する場としての意味を強める。聖体行列は華やかな衣装、宗教的な図像、旗や幟、照明、音楽に彩られ、ときに 60 をこえる聖書の場面をそのなかで再現したが、そこでもマリアが重要な役割を担っていた。イエスや使徒たち、アダムとイヴ、大勢の天使とともに、美しく淑やかな乙女たちがマリアの生涯を演じたのである。場面ごとに配された手工業者たちがマリアの婚⁽²¹⁾礼を、受胎告知を、キリストの誕生を演出した。

近世に巡礼の近距離化と一般化が進んだことで、農村地域では共同体の行列が巡礼として行われるようになった。いわば集団での巡礼である。行列にせよ巡礼にせよ、人びとのこうした

(18) 下田淳『ドイツの民衆文化——祭り・巡礼・居酒屋』昭和堂、2009 年、139 頁；Freitag, *Volks- und Elitenfrömmigkeit*, S. 11-14.

(19) クラウス・シュライナー（内藤道雄訳）『マリア——処女・母親・女主人』法政大学出版局、2000 年、251-254 頁；下田『民衆文化』、179-186 頁。

(20) Vgl. Helmuth Stahleder, *Chronik der Stadt München*, Bd. 1, München 1995, S. 505f. 都市民の宗教性や祝祭との関連については、河原温『都市の想像力』岩波書店、2009 年、135-164 頁に概括的な説明がある。

(21) Tobias Appl, *Die Kirchenpolitik Herzog Wilhelms V. von Bayern. Der Ausbau der bayerischen Hauptstädte zu geistlichen Zentren*, München 2011, S. 39-46.

信心を支えたのは、奇跡信仰であった。カトリックの教義では奇跡をなしうるのは全能の神のみであり、聖人はその執り成しをするものでしかない。しかし民衆にとっては、聖人こそが超自然的な力をもたらすありがたい存在だった。そしてまた、民衆たちが聖人に期待したのは魂の救いよりむしろ、豊作や病気・怪我の快癒、悪天候や疫病からの保護などおよそ此岸での利益であった。巡礼や行列の目的はこのような物質的要求であり、人びとは聖人に蠟燭や食物、金銭などを供えて願掛けをしたのである。⁽²²⁾これらの点でも、特定の地域や職業と結びついた聖人に比して、誰もが容易にアクセスできた聖母マリアは、多くの農村住民にとって万能の聖女であった。

奇跡への願望が人びとを巡礼に誘ったことを示すものとして、15世紀末から17世紀にかけて数多く作成された「奇跡本 *Mirakelbuch*」がある。たいていは薄いパンフレット形式の印刷物で、巡礼地を宣伝するために、その地の聖人が執り成した奇跡を簡潔な文章で数十～数百件報告したものである。バイエルンにおけるその初期の例として、アルトエッティングの他に、ミュンヘンの南東に位置する小規模のマリア巡礼地トゥンテンハウゼン *Tuntenthausen* の奇跡本が残されている。16世紀前半に作成された版には、パンフレットに収録されたもの以外にも、15世紀半ばの最初の奇跡に始まり総計6400を超える奇跡が伝来していると記されている。トゥンテンハウゼンの規模と他の巡礼地が伝える奇跡件数からして、それが誇張された数であることは明らかである。⁽²³⁾しかしこのことから、奇跡の詳細な内容よりもさまざまな祈願成就とその件数をアピールすることが、奇跡本の目的であったことがわかる。

近世バイエルンに花開いたマリア崇敬の背景には、人びとの奇跡信仰を土台として、中世末期以降の聖像崇敬の浸透、巡礼の大衆化、都市における宗教文化の発達、情報伝達の変容などの要因が相互に結びついて作用していた。そうしたなかでバイエルンを「聖母マリアの国」として特徴づけるのに最も大きな役割を果たしたのは、領邦君主の宗教政策である。次章ではバイエルンの君主たちのマリア崇敬とその振興策を辿っていく。

3 領邦君主によるマリア崇敬の振興

バイエルン君主の聖母マリアへの篤い信心は、中世からの伝統であったといっていよい。ドイツ王・神聖ローマ皇帝の位までも手にした上バイエルン大公ルートヴィヒ4世（公位1294-1347、王位1314-1347）は、対立王であるオーストリアのフリードリヒ美王との戦いに勝利すると、マリアの加護に感謝してミュンヘンのフラウエン教会に祭壇を奉献した。⁽²⁴⁾その後マリア崇敬がさかんになると、16世紀の大公たちは当然のごとく熱心にアルトエッティングへ巡礼に赴き、マリア礼拝所にたびたび寄進した。そしてトリエント公会議（1545-1563年）後のカトリッ

(22) 下田『民衆文化』、134-142頁；Freitag, *Volks- und Elitenfrömmigkeit*, S. 39-46; Soergel, *Wondrous in His Saints*, pp. 19-20.

(23) Soergel, *Wondrous in His Saints*, pp. 32-37, 44, 73-75.

(24) シュライナー、前掲書、461頁。

ク復興運動の高まりのなかで、彼らは自身のマリア崇敬を領邦全体へと拡げていく。

カトリック改革を推進する宗教政策は多岐にわたるが、マリア崇敬との関連で重要なのは巡礼政策である。前述のように、1500 年前後にさかんとなったマリア巡礼は宗教改革の広がりを受けて衰えていた。アルトエッティングでは巡礼者の布施による収入が、1492 年には 13,000 グルデン以上にのぼったが、1560 年には 79 グルデンにまで落ち込んだ⁽²⁵⁾。やがて 1570 年にイエズス会神学者ペトルス・カニシウスによる悪魔祓いとそれに続く大公アルブレヒト 5 世の寄進によって、寂れていたこの街に再び巡礼者が往来するようになる。

つぎの大公ヴィルヘルム 5 世は、マリア巡礼を活性化することでアルトエッティングをカトリック改革の拠点とすることを企図した。巡察によって巡礼者への司牧が不十分であると知ると、ヴィルヘルムはただちに律修参事会の機能強化を宗教委員会に命じ、イエズス会士を招致して聖職者改革と巡礼者および周辺住民の教化を推進しようとした⁽²⁶⁾。さらに重要だったのは、彼が 1581 年ミュンヘンに創設したアルトエッティングのマリア信心会である。会員には規約によって 4 年に 1 度の巡礼が義務付けられていたが、この組織はバイエルン各地に支部を持つようになり、アルトエッティング巡礼の振興におおいに貢献したことは疑いえない⁽²⁷⁾。こうしてアルトエッティングは聖母の恩寵を受けた聖地としてその名を高めていった。マクシミリアン 1 世の時代には、1607 年に 20 名ものカトリック帝国諸侯がアルトエッティングで協議を開いており、この地はバイエルンのみならずドイツ全土のカトリックの集合地点として知られるようになる⁽²⁸⁾。

その他の巡礼地に対しても領邦君主の後援が認められる。バイエルン南西部の農村地域ホーエンパイセンベルク Hohenpeißenberg では、山上の礼拝所にあるマリア聖画像による最初の奇跡が 1514 年に報告されているが、巡礼地として賑わうにはしばらくの時間を必要とした。1590 年頃から奇跡とされる報告が急増し、年に数十件も伝えられるようになる。このころ大公もこの地に関心を示しはじめ、1595 年には大公ヴィルヘルム 5 世がマリア礼拝堂に寄進を行い、他方で礼拝堂では毎週大公と一族のためのミサが挙げられることになった⁽²⁹⁾。

その後は近在のロッテンブーフ修道院が、巡礼地の管理運営を大公とフライジング司教から認められ、礼拝堂の建て替えや宿泊施設の整備によってホーエンパイセンベルクへの巡礼を振興した。教区司祭や礼拝堂付き司祭だけでは巡礼者の世話は不十分だったのだろうが、ロッテンブーフ修道院の積極的な巡礼運営への参加には、そこから得られる経済的な利益も大きな目的であった。修道院が 500 もの奇跡譚を記した奇跡本を作成して巡礼者を呼び込もうとしていたことがそれを明示している⁽³⁰⁾。ホーエンパイセンベルクの事例からは、在地住民、領邦君主、

(25) Appl, *Kirchenpolitik Herzog Wilhelms V.*, S. 274f.

(26) *Ebenda.*, S. 279-291.

(27) *Ebenda.*, S. 282f.

(28) *Ebenda.*, S. 293; Habermas, *Wallfahrt und Aufrubr*, S. 33.

(29) Habermas, *Wallfahrt und Aufrubr*, S. 28f.

(30) *Ebenda.*, S. 31-35.

聖職者がそれぞれ別の方向を見ながらも、巡礼の振興という点で一致していたことがわかる。

巡礼政策と重なるものとして、ヴィルヘルム 5 世の宗教行列への関与にも言及しておこう。彼は宗派統合を促すための手段として、ミュンヘンの聖体祭行列を積極的に後援した。とりわけ 1592/1593 年の聖体祭では盛大な行列が挙行され、数多くの貴族・高位聖職者をはじめ 2 万人近い人びとがミュンヘンを訪れたという⁽³¹⁾。ヴィルヘルムはこのために巨費を投じたが、観衆を魅了してカトリック信仰に惹きつける宣伝効果は小さくはなかつただろう。とはいえ、こうした一連の政策は領邦の財政状況を悪化させ、まもなく彼は息子マクシミリアンに公位を譲ることになる。

1597 年に即位したマクシミリアン 1 世は、父公にもまして強力にマリア崇敬を振興していった。1616 年彼によって聖母マリアは、初めて公にバイエルンの守護聖人として位置づけられた。この年新しく建て直されたミュンヘンの城館の壁がんに幼子を抱いた聖母像を設置し、その碑文に“Patrona Boariae”と記したのである。彼は三十年戦争でもマリアを自身の旗印として戦っている。1620 年ヴァイセンベルクの戦いでの記念すべき勝利の後、かつての大公ルートヴィヒ 4 世と同じく、フラウエン教会の新しい祭壇を「バイエルンの守護聖女」に寄進した⁽³²⁾。

しかし勝利よりむしろ、この時代の危機的経験がバイエルン人のマリアに対する信心をより強めたのかもしれない。1632 年にスウェーデン軍がバイエルンに侵入して以後、臣民たちは幾度となく戦乱と略奪の被害を受けたが、プロテスタント勢力が定着することはついになかった。戦争に加えて人びとを苦しめたのは、気候の寒冷化による凶作と飢饉、ペストの大流行だった。ミュンヘンでは 1634 年のペスト禍と戦争による人口流出のため、都市人口の 4 分の 1 から 3 分の 1 が失われたという⁽³³⁾。このような災厄から逃れようと、人びとは聖母の庇護にすがり祈りを捧げた。マクシミリアン自身もまた、グスタフ・アドルフの手に落ちた首都ミュンヘンが破壊を免れるよう、マリアに執り成しを懇願した。その願いが聞き届けられたとして彼は、記念と感謝のしるしに聖母マリアの柱像を中央広場に建立することにした。柱の頂には右手に笏を掲げ左手に幼子を抱えたマリアがこの世を表す月の上に立ち、柱の台座には四隅に獣を打ち倒す天使像が置かれている。四体の獣はそれぞれ戦争、ペスト、飢饉、不信仰を象徴し、それらに対するマリアの勝利が表されているという。1638 年に完成したマリア柱像は、いまでもミュンヘンのシンボルとして知られる⁽³⁴⁾。

マリアへの崇敬がさまざまな絵画や図像に表現されていることは言うまでもないが、「バイエルンの守護聖女」としてのマリアを象徴するものとして、マクシミリアンの依頼によって執筆された『聖なるバヴァリア』のなかの 1 枚の銅版画がある（図 1）。それは「バイエルンの

(31) Appl, *Kirchenpolitik Herzog Wilhelms V.*, S. 43-46; Stahleder, *Chronik der Stadt München*, Bd. 2, München 2005, S. 210.

(32) Stahleder, *Chronik*, Bd. 2, S. 355; *Um Glauben und Reich*, S. 255. なお Boiaria は Bavaria の別称。

(33) シュライナー、前掲書、467 頁。

(34) Reinhard Bauer, Ernst Piper, *München. Die Geschichte der einer Stadt*, München 1993, S. 112-115; Stahleder, *Chronik*, Bd. 2, S. 475.

(35) Bauer/Piper, *München*, S. 110; Stahleder, *Chronik*, Bd. 2, S. 504.



図1 聖母子にバイエルン図を差し出す大天使ミカエルと4人の天使

出典：Hubert Glaser (hg.), *Um Glauben und Reich: Kurfürst Maximilian I., Beiträge zur Bayerischen Geschichte und Kunst* (Witelsbach und Bayern II/1), München 1980, S. 256.
 (原版は Staatliche Graphische Sammlung München 蔵)

国土について」と題された章の初めの挿絵で、膝に神の子を抱えたマリアに、5人の天使がバイエルンの地図を見せようとしている構図になっている。中央は大天使ミカエルで、その甲冑にヴィッテルスバハ家の紋章が描かれていることからこれが領邦君主を表していることがわかる。また左右に並ぶ4人の天使の甲冑には、バイエルンの中級行政区である4つのレントアムト（ミュンヘン、ランツフート、ブルクハウゼン、シュトラウビング）の紋章がある。すなわちこの天使たちは領邦国家の寓意であり、バイエルンがマリアの国であることを表現しているのだ

(36)
る。

このようにマクシミリアン1世は聖母への固い忠誠を保持しながら、マリア崇敬をいわば国家的プロジェクトとして推進・振興した。聖母（の執り成し）による奇跡への期待や巡礼熱は、バイエルンの宗派統合のプロパガンダとして、また領邦国家を守護する戦いのシンボルとして利用された。⁽³⁷⁾ だが「聖なるもの」をめぐる権力と社会の関係において、これだけにとどまらない意味をマリア崇敬は有していたのではないか。この問題について、次章では国家・教会・臣民の関係を考察する。

4 「聖なるもの」と統治権力

バイエルンにおける国家と教会の関係については、第1章で述べたようにカトリック改革を機に大公・選帝侯が領邦内の教会組織に対するコントロールを強化していくのだが、そのなかでもマリア崇敬は重要な位置を占めていた。臣民のあいだにマリア崇敬を根づかせるために取り組まれた信仰の制度化が、領邦教会制の発達を促すことになったのである。1629年、マクシミリアン1世は、マリア無原罪のお宿りの日（12月8日）を国家の祝日とすることを決定した。聖母マリアの恩寵を受けたオーストリアの先例にならって、今後この日を祝日と定め、行政官には臣民がこれを守るよう監督すること、また聖職者がミサを上げるようすべての教会に告知することを命令した。⁽³⁸⁾ 教皇庁が公式には認めていない祝日と典礼の制度的導入だけでなく、その実践を各司教の頭ごしに聖職者たちに指示していることから、領邦君主が教会組織と聖職者の活動への統制権を強めていることがわかる。同様のことが1640年に発した布告において、農民たちがミサや行列のさいにロザリオを持っていないとして、行政官にその監督と聖職者による教化を促すよう命じている点についてもいえる。⁽³⁹⁾

さらにマクシミリアンのつぎの選帝侯フェルディナント・マリア（位1651-1679）は1670年、領邦各地での聖母マリア信仰の実態を調査せよとの指令を地方役人に与えた。彼らに命じられたのは、各地の奇跡的な力を持つ聖画や教会およびそこでの祈り、巡礼、行列がどのような由来を持ち、いつどのように行われているかについて、また各地の聖職者が適切に聖務を果たしているかを調べることであった。⁽⁴⁰⁾ これは国家による教会巡察を意味するものであり、民衆信仰の把握や是正のみならず領内の教会・聖職者に対する統制の一環としての側面を持っている。

(36) *Um Glauben und Reich*, S. 255f.

(37) マクシミリアン1世には聖母への強い愛着が目立つが、一方で三十年戦争が激化した時期にカトリック宗派主義に偏らず経験知としての理性にもとづいて各方面と交渉を行ったことも指摘されている。皆川卓「三十年戦争期神聖ローマ帝国の政治的「理性」——戦争をめぐる帝国等族間の議事から」甚野・踊編著『中近世ヨーロッパの宗教と政治』253-274頁。

(38) Walter Ziegler (bearb.), *Altbayern von 1550-1651*, Dokumente zur Geschichte von Staat und Gesellschaft in Bayern, Abt. 1, Bd. 3/2, München 1992, S. 1034f.

(39) *Ebenda.*, S. 1130.

(40) Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Staatsverwaltung 2817.

農村地方の教区教会の司祭はしばしば世俗にまみれた生活を送っており、こうした聖職者の教化は民衆信仰の統制と同じくカトリック改革の重要な課題であった。⁽⁴¹⁾ 普遍的な信仰の対象である聖母マリアを領邦国家と結びつけたことは、臣民に対してあるべきカトリック信仰を明示的に伝えるという名目で、教会組織を信仰の監督者たる領邦君主のもとに組み込むことを可能にしたのである。

これと比べると、マリア崇敬の振興策が民衆信仰に対して持っていた意味は、いくぶん複雑である。バイエルンの君主は民衆を正しい信仰へと導くために巡礼を奨励し、祝祭を後援し、自ら先頭に立ってマリアへの信心を表現し、国家そのものをも聖母に捧げた。しかし民衆は自分たちの現世利益を聖母が叶えてくれることばかり期待し、他方マリアの祝日には酒を飲み、暴れまわり、喧嘩をし、性的逸脱に走るのがつねであった。巡礼や行列は彼らを良きカトリック信徒にするどころか、不道德と瀆神の温床となっていた。⁽⁴²⁾ ミュンヘンでの聖体行列にさいして、ヴィルヘルム5世は言葉やふるまいでの不品行、争いごとを取り締まるよう命じ、また居酒屋での過度の飲食をも禁じたが、⁽⁴³⁾ 祝祭においてこのような規制に効果は期待できない。それでも領邦君主はマリア崇敬を奨励し続けるとともに、たとえば祝祭での「ふしだらな」ダンスの禁止⁽⁴⁴⁾のように、キリスト教的規範意識にもとづく習俗の規律化をつねに志向した。

このような君主権力の姿は、では臣民からはどう見えていたのだろうか。17世紀の人びとにとって、マリア崇敬はもはや共同体社会での生活と深く結びついていた。その実践において統治権力の求める規範は気にもとめられなかった。彼らにとっての信仰は神や聖人への内面的な祈りではなく、共同体の文化と一体となって表れるものだからだ。しかしアルトエッティングの豪華な祭壇や、ミュンヘンのマリア柱や、村の教会の聖母子像は、彼らとマリアの間に領邦君主の存在を意識させただろう。そこで現れるイメージは、マリアの加護を一身に受けて統治を行う王ではなく、聖母を前に臣民たちを代表する君主の姿であった。領邦君主もまた国家の守護を聖母に祈願するとき、『聖なるバヴァリア』の挿画が表すように、自らを臣民の代表として、バイエルンの真の統治者であるマリアの代官として表現した。その君主にとって、人びとのマリア崇敬を自らの実践や施策を通じて保護・奨励することと、聖母の臣民に良き規律を求めるのは同じ意味を持つものだった。「聖なるもの」と民衆の間に、近世国家は保護する権力／律する権力として現れてくる。

以上に述べてきたように、16世紀末から17世紀のバイエルンにおいて、マリア崇敬はカトリック宗派統合と世俗君主による教会統治の推進剤となった。領邦君主のイニシアチブのもと、国家レベルでの単一宗派形成が進展したという点では、これをカトリック宗派化の典型例と見

(41) 小野善彦「宗派形成初期バイエルンの農村司祭——フライジング司教区の教会巡察記録（一五六〇年）をもとに」阪本浩・鶴島博和・小野善彦編『ソシアビリテの歴史的諸相——古典古代と前近代ヨーロッパ』南窓社、2008年、197-228頁。

(42) 下田『民衆文化』、152-154頁。

(43) Appl, *Kirchenpolitik Herzog Wilhelms V*, S. 41.

(44) Ziegler, *Altbayern von 1550-1651*, S. 974.

なすこともできるだろう。とはいえそれは、かつてシリングらが提唱したような近代化のシェーマとしての「古典的」宗派化と同じではない。近世バイエルンの宗教政策とマリア崇敬のあり方には、集権的な統治システムを発達させながら、聖母マリアという「聖なるもの」を介した統治権力と臣民の相互作用を通じて形づくられる、この時代に特有の国家像を見いだすことができる。

おわりに

本稿は聖母マリア崇敬を切り口に、16-17世紀のバイエルン領邦における国家、教会、臣民の関係について考察した。宗教改革以前に広範な社会層に萌芽していたマリア崇敬は、トリエント公会議後に領邦の宗派統合が政策課題となったとき、大きな政治的・社会的意味を与えられた。奇跡を執りなす聖母が人びとを惹きつける力は、カトリック信仰を再形成するための格好の道具として利用された。そのことはまた、領邦君主が教会と聖職者へのコントロールを強めることにも役立った。

マリア崇敬に関していえば、民衆にとって領邦君主はその信仰にかたちを与え保護する者であり、聖母の前では臣民の代表者であった。それはけっして民衆が統治権力の示す信心と規範を内面化したことを意味しない。彼らはバイエルンの守護聖女としてのマリアを崇めること、君主がその信仰の保護者であることは受け入れたが、どのように崇敬するかについては自分たちの伝統を容易には捨てなかった。それでもバイエルンのあらゆる場所に可視化され表現された「われらが守護聖女」は、君主と臣民を媒介するイメージとなった。領邦国家バイエルンはまず「聖母マリアの国」としてつくられたのである。